令和4年12月16日

【 審議·調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件名	学童保育室における一部申請手続きのオンライン申請開始について
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課
	利用者の利便性の向上に向けて、学童保育室における一部手続きについて、保護者がインターネットから申請を行える、足立区オンライン申請システムによる受付を開始した。
	1 対象手続き
	(1)特別延長保育に関する手続き(年間約650件)・特別延長保育利用申請・特別延長保育利用月変更申請・特別延長保育辞退届
	(2)負担金の免除・減額に関する手続き(年間約370件)・ 保護者負担金免除減額申請・ 特別延長保育料免除減額申請
内容	2 受付開始日 令和4年11月1日(火曜日)
	3 周知方法 区のホームページや学童保育室を通じてお知らせを配布し、保護者に 周知した。
	4 今後の方針 今後も事務手順の見直しを進め、オンライン申請対象手続きの順次拡 大を検討する。

令和4年12月16日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

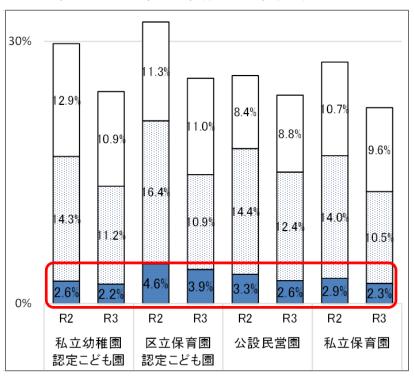
件名	令和3年度あだちっ子歯科健診の実施結果について							
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、							
	子ども施設入園課							
	衛生部 データヘルス推進課							
	平成27年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和							
	3年度の実施結果がまとまったので報告する(詳細は別添1参照)。							
	1 主な成果							
	(1)乳歯にむし歯のある子どもの割合は、前年度より減少							
	事業開始当初(平成27年度)と比較すると、年長児(6歳)は							
	13.9ポイント、年中児(5歳)は13.2ポイント、年少							
	児(4歳)は9.7ポイントと大きく減少した。							
	(図1)乳歯にむし歯がある子どもの割合							
	40% (国工) 北国にもと風がある子ともの割占							
	年長児(6歳) 38.2% 年長児(6歳)は 第5年 10月 4							
	37.8% 36.1% 前年度より 5.4 ポイント減少							
	年中児(5歳) 29.4% 29.3% 30.3% 27.7%							
	26.2%							
	年少児(4歳) 20.0% 19.7% 17.1%							
内容	10.7%							
	12.0% 10.9% 10.2%							
	────年少児(4歳) ────年中児(5歳) ─ ▲ 年長児(6歳)							
	H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3							
	(2) 取り組みにより、「むし歯り患率」の施設間の差が縮小							
	むし歯がある子どもの割合の伸び率が高い施設を優先に、「仕上げ							
	みがき」や「歯によいおやつ等の取り組み」を強化した結果、施設間の差が							
	縮小した。							
	(表1)4年連続同一施設で歯科健診を受けた年長児(6歳)における							
	施設種別のむし歯り患率比較							
	し むし歯り患率							
	6歳(1,444人) 23.2% 39.8% ポイント 紡婦							
	R3 年度末 6歳(1,781 人) 21.2% 24.2% 3.0 ポイント							
	O/fx(1,701 人/							

2 課題と今後の対策

【課題1】

5本以上未処置のむし歯がある子どもの割合は、区立保育園・認 定こども園が最も多い。

(図2) 年長児(6歳)の未処置のむし歯がある子どもの割合(施設種別) ■5本以上■1~4本□0本(すべて処置済み)

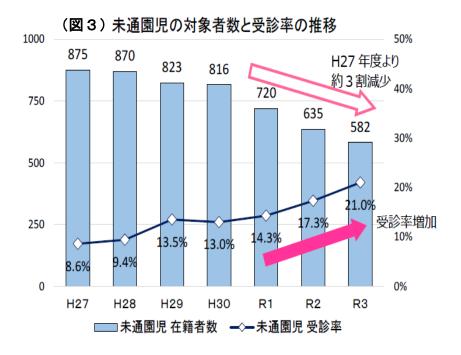


【対策】

- (1) 特にむし歯の多い区立園に対し、子ども家庭部歯科衛生士が歯科 指導に入り、「仕上げみがき方法の指導」や「歯によいおやつの啓発」 を行い、むし歯予防のための生活習慣の定着をめざす。
- (2) 自園の子ども一人ひとりの歯科健診結果について、職員が理解を深め、具体的な保健指導や啓発活動等につながる体制を目指し、子ども家庭部歯科衛生士が職員向けの研修等を検討・実施していく。
- (3) 園が積極的に未処置のむし歯を有する子どもへの歯科受診勧 奨を行い、治療につなげられるよう、情報提供等を行い、支援していく。

【課題2】

未通園児の受診率は、平成27年度からみると増加しているものの、施設通園児と比較すると、依然低い。



【対策】

- (1) 未通園児のうち、認可外保育施設 (3園) 通園児に施設 内健診を実施することで、確実な受診に繋げていく。
- (2) 福祉事務所や発達療育施設などの関係機関から、積極的な働きかけを行い、受診勧奨をしていく。
- (3) 前年度の未受診者等を対象に、ハガキ等での複数回の受診 勧奨を実施する。

令和4年12月16日

【 審議·調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件名	家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について				
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課				
	家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法(以下「支援法等」)に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。 なお、文書指摘や件数の多かった指導事項等については、既に家庭的保育事業者全体説明会で周知し、注意喚起を行った。 1 指導検査実施事業者数 32名(全116名中) 2 指摘等の件数(括弧内は令和3年度件数) ・ 文書指摘:13件(7件)				
内容	支援法等関係法令等に違反する事項 ・ ロ頭指導:28件(19件) 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する 事項 ・ 助言:35件(62件) 水準向上のための助言・提案事項				
	3 検査結果の特徴 文書指摘は前年比約2倍、口頭指導は前年比約1.5倍と厳しい検査 結果になった。 また、前年と同様の指摘が多く、毎年検査後に全体説明会等で資料を 配布し結果報告をしているが事業者まで届いていない。 (1)避難・消火訓練や受託児の利用開始前健康診断などの文書指摘 の増加 (2)防火対策を助言から口頭指導に変更したことや、新型コロナウ イルス感染症に伴う休園時の賃金未支払を追加したことにより、 口頭指導が増加 (3)前年度助言の多かった「食中毒の発生予防対策が不十分」につ いて、食べ物を素手で取り扱わないよう全事業者に指導を徹底した ことにより、助言件数が減少				

4 検査結果(主な内容)と改善への対応(P16参照)

5 今後の方針

- ・ 指導、指摘を行った件について、事業所管課である子ども施設入 園課と方向性を確認の上、改善策の実施を徹底
- ・ 全体説明会における検査結果及び改善方法の丁寧な周知
- ・ 巡回訪問時等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底
- ・ 現在3年毎としている家庭的保育事業者への指導検査実施サイク ルを2年毎に変更
- ・ 文書指摘となった事業者については、翌年度も検査対象とする
- ・ 文書指摘事項及び改善状況の区ホームページ上での公表

検査結果(主な内容)と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

1 避難・消火訓練の誤った実施等:5件(2件)

→ 火災を想定した避難訓練では、地震と同様に避難せずに保育室内に留まるなど、誤った訓練を実施していた。災害の種類に応じた訓練の実施方法を全事業者に説明し周知徹底を図った。

文書

2 調理・調乳担当者の検便の未実施月があった: 4件(2件)

→ 検便の実施について、全体説明会で周知するとともに、新たにチェックリストを作成し、実施漏れ等がないよう管理徹底を進めていく。

指

摘

3 受託児の利用開始前健康診断の未実施: 3件(1件)

■ 児童票の健康記録の書式を変更し全体説明会で周知する。

4 給食日誌を作成していない:1件(0件)

⇒ 令和3年度からの給食導入事業者であり、給食日誌の作成を失念していた。 令和4年9月に給食日誌の写しにより、改善を確認した。

1 ござやジョイントマット等が防炎性能を有していない:6件(0件)

→ カーテン・絨毯は令和2年度に実施した一斉確認によりほとんどの事業者が防炎性能を有しているものを使用していたが、ござやジョイントマットについて防炎性能を有する必要があるとの認識がない事業者が多く確認された。改めて、全事業者に防炎対象物品を周知し確認を依頼した。

頭指

導

П

2 勤務実績表(出勤簿)の記録内容の誤記:5件(3件)

事業者及び補助者双方で出勤簿の確認を徹底するよう指導した。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園の際の、職員賃金の未払い:5件 (今年度から新規指導検査項目のため前年度はなし)

⇒ 検査当日、改善を指示した。事業者から職員の給与明細書写しにより、賃金の追加支給を確認した。

1 職員の健康診断の受診周期が不適切:9件(0件)

➡ 前回受診後1年以内に受診するよう助言した。

助

言

2 避難・消火訓練実施方法・記録の不備:5件(9件)

毎回同じ職員が訓練を実施するのではなく、ローテーションにより職員全員が実施するよう助言した。

3 間食(おやつ)の提供内容が不適切:3件(0件)

⇒ 市販製品を使用する場合は、区から示している間食一覧表に掲載のある製品を提供するよう助言した。

4 給食日誌に間食(おやつ)の記載が不十分: 3件(1件)

マニュアルを示しながら、記載方法を助言した。

令和4年12月16日

【 審議·調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件	名	令和5年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について						
所 管 部	課	子ども家庭部 子ども施設入園課						
	1 令和5年4月利用申込の受付 認可保育所、認定こども園(長時間利用)、小規模保育、家庭的保 の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。							
		(1)利用申込対象施設ア 区立・私立認可保育所イ 区立・私立認定こども園(長時間利用)ウ 地域型保育(小規模保育・家庭的保育)						
		(2)利用申込案内の配布ア 開始日令和4年10月24日(月)からイ 配布場所						
		配布場所			配布時間			
		子ども施設入園課 (区役所中央館3階)	開庁日の午前8時30分					
内容	容	足立福祉事務所福祉課(千住・東部・西部・北部	足立福祉事務所福祉課 (千住・東部・西部・北部)			から午後5時15分		
		区立・私立認可保育所 区立認定こども園		開園時刻から閉園時刻まで				
		(3) 利用申込受付期間 令和4年11月18日(金)~12月5日(月)						
			〇…受付下					
		受付場所・方法	平日	···受付不 上	日・祝	備考		
		区役所特設会場 (南館4階403会議室) ・ 11月27日(日)は 北館1階障がい福祉課	0	×	11/27 のみ	【受付時間】 午前9時から 午後4時		
		郵送申請	0	0	0	11月30日 (水)必着		
		オンライン申請	0	0	0	2 4 時間受付		

(4) スケジュール

令和4年10月24日(月) 利用申込案内の配布開始

11月上旬 施設・年齢毎の募集人数公開

11月18日(金) 利用申込受付開始

12月 5日(月) 利用申込受付締切

12月~ 利用調整

令和5年 2月上旬 利用調整結果の通知・連絡

- (5) 周知方法
 - ア あだち広報10月25日号に案内記事を掲載
 - イ 足立区ホームページに掲載
 - ウ 保育所、足立福祉事務所福祉課、保健センター、区民事務所、 子育てサロン、住区センター、図書館等に案内ポスターを掲示

2 令和5年4月入所における主な見直し点

保育施設等の利用調整に係る調整指数の一部について、以下のとお り見直しを行う。なお、実施は令和5年4月利用調整分から適用する。 (P20 足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表(調整指数表) 旧対照表)

(1) 調整指数表中の東京都認証保育所等に預託している場合 (調整指 数番号18)の改正(加点2点)

ア 改正内容

預託期間「2か月以上」の規定を廃止し、預託期間にかかわら ず契約上有償、かつ、月ぎめで預託している場合に2点加点する。

イ 改正理由

待機児童がほぼ解消され、預託期間で指数差を設ける必要性が なくなったため。

(2) 東京都認証保育所等を年齢上限等により卒園する場合の調整指数 表への追加(加点4点)

ア 改正内容

4月入所審査に限り、東京都認証保育所等に在籍している児童 が年齢上限による卒園、または、施設都合による途中退所となる 場合に4点加点する。

イ 改正理由

これまで調整指数番号25番「足立区教育委員会が特に必要と 認める場合」を適用して加点していたが、保護者に対してより丁 寧に周知する必要があるため。

3 保育コンシェルジュによる相談体制

令和5年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設 の案内や情報提供を行うほか、相談者が抱える悩みについても解決で きるよう専門窓口へつなぐなど、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】 会和 3 年度利用者数

【参考】令和3年度利用者数	単位:人		
場所	利用者数	前年度比	
区役所	2, 151	1 0 8	
オンライン相談(※1)	4 2 7	皆増	
子育てサロン	188	▲ 5 7	
オンライン説明会(※2)	2 7	皆増	
保健センター等(※3)		▲ 5 5	
合計	2, 793	4 5 0	

- ※1 令和3年4月から個別相談を実施
- ※2 令和4年2月から複数人の参加者を対象に実施
- ※3 ファミリー学級事業縮小のため、出張相談を中止中
 - ・ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス 以外の相談36件に対応

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表(調整指数表) 新旧対照表

改 正 前				改正後			
番号	条件	指数	番号	•	条件	指数	
1~17	略	略	1~1	7	略	略	
18	就労開始、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所(家庭的保育(保育ママ)・小規模保育は除く)などに契約上有償、かつ、月ぎめで2か月以上前から預託している場合	2	18	め、	労開始、復職等により保育が必要となったた 東京都認証保育所等に契約上有償、かつ、 <u>月</u> めで預託している場合	2	
19~20	略	略	19~2	20	略	略	
			<u>21</u>		京都認証保育所等の在籍児で、年齢上限による 園等により、4月から新たに利用を希望する場	4	
21	略	略	22		略		
22	略	略	<u>23</u>		略		
23	略	略	<u>24</u>		略	略	
24	略	略	<u>25</u>		略	略	
25	足立区教育委員会が特に必要と認める場合	略	<u>26</u>	足互	立区教育委員会が特に必要と認める場合	略	
26	略	略	<u>27</u>		略	略	
※ 1	略		※ 1	<u> </u>	略		
2	2 番号 4~6、11~12、15~16 及び 18・20 については、 それぞれ重複して加算しないものとする。				番号 4~6、11~12、15~16 及び <u>18・20・21</u> にそ それぞれ重複して加算しないものとする。	ついては、	
3~	$3 \sim 7$ 略		3	~ 7	略		